

主 な 用 語 の 説 明

(1) 事業所

経済活動が行われている場所ごとの単位で、原則として次の要件を備えているものをいう。

- ① 一定の場所（1区画）を占めて、単一の経営主体のもとで経済活動が行われていること。
- ② 従業者と設備を有して、物の生産や販売、サービスの提供が継続的に行われていること。

(2) 卸売業

主として次の業務を行う事業所をいう。

- ア 小売業者又は他の卸売業者に商品を販売する事業所
- イ 産業用使用者（建設業、製造業、運輸業、飲食店、宿泊業、病院、学校、官公庁等）に業務用として商品を大量又は多額に販売する事業所
- ウ 主として業務用に使用される商品（事務用機械および家具、病院・美容院・レストラン・ホテルなどの設備、産業用機械（農業用器具を除く）など）を販売する事業所
- エ 製造業の会社が、別の場所で経営している自己製品の卸売事業所（主として管理事務のみを行っている事業所を除く）。

例えば、家電メーカーの支店、営業所が自己製品を問屋などに販売している場合、その支店、営業所は卸売事業所とする。

- オ 商品を卸売し、かつ、同種商品の修理を行う事業所
なお、修理料収入の方が多くても同種商品を販売している場合は、修理業とせず卸売業とする。
- カ 主として手数料を得て他の事業所のために商品の売買の代理又は仲立を行う事業所（代理商、仲立業）代理商、仲立業には、一般的に、買継商、仲買人、農産物集荷業と呼ばれている事業所が含まれる。

(3) 小売業

主として次の業務を行う事業所をいう。

- ア 個人（個人経営の農林漁家への販売を含む）又は家庭用消費者のために商品を販売する事業所
- イ 産業用使用者に少量又は小額に商品を販売する事業所
- ウ 商品を販売し、かつ、同種商品の修理を行う事業所
なお、修理料収入の方が多くても、同種商品を販売している場合は修理業とせず小売業とする。

ただし、修理のみを専業としている事業所は、修理業（大分類R－サービス業（他に分類されないもの））とし、修理のために部品などを取り替えても商品の販売とはしない。

- エ 製造小売事業所（自店で製造した商品とその場所で個人又は家庭用消費者に販売する事業

所)

例えば、菓子店、パン屋、豆腐屋、調剤薬局など。

なお、商品を製造する事業所が店舗を持たず通信販売により小売している場合は、製造業（大分類E）に分類される。

オ ガソリンスタンド

カ 主として無店舗販売を行う事業所（販売する場所そのものは無店舗であっても、商品の販売活動を行うための拠点となる事務所などがある訪問販売又は通信・カタログ・インターネット販売の事業所）で、主として個人又は家庭用消費者に販売する事業所

キ 別経営の事業所

官公庁、会社、工場、団体、遊園地などの中にある売店等で他の事業者によって経営されている場合はそれぞれ独立した事業所として小売業に分類する。

(4) 単独事業所

他の場所に同一経営の本店、支店、支社、営業所などを持たない事業所（1企業1事業所）をいう。

(5) 本店

他の場所に同一経営の支店、支社、営業所などがあって、それらのすべてを統括している事業所をいう。

なお、本店の各部門がいくつかの場所に分かれているような場合には、社長などの代表者がいる事業所を「本店」とし、他の事業所は「支店」とする。

(6) 支店

他の場所にある本店などの統括を受けている事業所をいい、支店、支社の名称をもつ事業所のほか、営業所、売店、出張所、企業組合の販売所などの名称で商品の売買を主として行っている事業所を含む。また、上位の本店などの統括を受ける一方、下位の事業所を統括している中間的な地域本店なども支店とする。

(7) 開設時期

令和3年6月1日現在で所在している場所において、事業を始めた時期とする。

(8) 従業者及び就業者

令和3年6月1日現在で、当該事業所の業務に従事している従業者、就業者をいいます。

従業者とは「個人業主」、「無給家族従業者」、「有給役員」及び「常用雇用者」の計をいい、就業者とは従業者に「臨時雇用者」及び「他からの出向・派遣従業者」を合わせ「従業者・臨時雇用者のうち他への出向又は派遣従業者」を除いたものをいう。

ア 個人業主

個人経営の事業所の主人でその事業所の実際の業務に従事している者をいう。

イ 無給家族従業者

個人業主の家族で賃金・給与を受けず、常時事業所の仕事を手伝っている者をいう。

ウ 有給役員

法人、団体の役員（常勤、非常勤を問わない）で給与を受けている者をいう。

なお、重役や理事であっても、事務職員、労務職員を兼ねて一定の職務に就き、一般職員と同じ給与規則によって給与を受けている人は「常用雇用者」に含まれる。

エ 常用雇用者

「無期雇用者」及び「有期雇用者（1か月以上）」に分けられる。

オ 無期雇用者

常用雇用者のうち、雇用期間を定めずに雇用されている人（定年まで雇用される場合を含む。）をいう。

カ 有期雇用者（1か月以上）

有期雇用者のうち、1か月以上の期間を定めて雇用されている人をいう。

キ 臨時雇用者（有期雇用者（1か月未満、日々雇用））

有期雇用者のうち、1か月未満の期間を定めて雇用されている人又は日々雇用されている人をいう。

ク 従業者・臨時雇用者のうち他への出向・派遣従業者

有給役員、常用雇用者、臨時雇用者に該当する人のうち、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）（以下「労働者派遣法」という。）でいう派遣労働者のほかに、在籍出向など当該事業所に籍を置いたまま、他の会社など別経営の事業所で働いている人をいう

ケ 他からの出向・派遣従業者

労働者派遣法でいう派遣労働者、在籍出向など別経営である出向元に籍がありながら当該事業所に来て働いている人をいう。

(9) 年間商品販売額（法人組織の事業所のみ）

令和2年1月1日から令和2年12月31日までの1年間の当該事業所における有体商品の販売額をいう。したがって、土地・建物などの不動産及び株券、商品券、プリペイドカード、宝くじ、切手などの有価証券の販売額は含めない。

商品売買に関する仲立手数料収入を除く卸売の商品販売額に小売の商品販売額を加えることにより算出した。

(10) その他の収入額（法人組織の事業所のみ）

令和2年1月1日から令和2年12月31日までの1年間の商品販売に関する修理料及び仲立手数料、製造業出荷額、飲食部門収入額、サービス業収入額などの商業活動（商品販売額）以外の事業による収入額を合計したものをいいます。

(11) セルフサービス方式（法人組織の小売業のみ）

セルフサービス方式とは、当該事業所の売場面積の50%以上について、次の三つの条件を兼ね備えている場合をいう。

- ① 客が値札等により各商品の値段が判るような表示方式をとっている。
- ② 店に備え付けられている買い物カゴ、ショッピングカート、トレーなどにより、客が自由に商品を選び取れるようなシステムをとっている。
- ③ 売場の出口などに設置されている清算書（レジ）において、客が一括して代金の支払いを行うシステムになっている。

セルフサービス方式に該当する事業所の例として、総合スーパー、専門スーパー、ホームセンター、ドラッグストア、コンビニエンスストア、ワンプライスショップ、大型カー用品店がある

(12) 売場面積（法人組織の小売業のみ）

令和3年6月1日現在で、事業所が商品を販売するために実際に使用する売場の延床面積（食堂・喫茶、屋外展示場、配送所、階段、連絡通路、エレベーター、エスカレーター、休憩室、洗面所、事務室、倉庫等、また、他に貸している店舗（テナント）分は除く。）をいう。

ただし、牛乳小売業（宅配専門）、自動車小売業（新車・中古）、建具小売業、畳小売業、ガソリンスタンド、新聞小売業（宅配専門）の事業所については売場面積の調査を行っていない。

(13) 本支店間移動の額（法人組織の事業所のみ）

卸売の年間商品販売額（代理・仲立手数料を除く）に占める自企業内の本支店間、支店相互間又は自企業の他の場所にある工場などへ帳簿上、商品の振替えを行った額。

商品売買に関する仲立手数料収入を除く卸売の商品販売額に「卸売販売額に占める本支店間移動の割合」を乗じて算出した。

(14) 商品売上原価（法人組織の企業のみ）

令和2年1月1日から令和2年12月31日までの1年間の卸売・小売企業における商品売上原価（年間商品販売額に対する仕入原価）をいう。年初在庫額（期首商品棚卸高）＋当年仕入額（当期商品）－年末在庫額（期末商品棚卸高）で計算する。

(15) 年初及び年末商品手持額（法人組織の企業のみ）

卸売・小売企業における令和2年年初及び年末現在に、販売の目的で保有しているすべての手持商品額（仕入時の原価による。）

3 その他

- (1) この結果表は、北九州市独自で集計したもので、福岡県及び経済産業省が公表する数値と相違することがあります。
- (2) 不詳について、統計表の表頭、表側中「不詳」とは、当該項目について調査をしていない及

び当該項目の数値が得られなかったことを表している。

(3) 「年間商品販売額」、「その他の収入額」、「商業以外の収入額」、「商品売上原価」及び「年初及び年末商品手持額」の産業分類別数値については、十万円単位で四捨五入を行い百万円単位での金額表示をしているため、数値の積み上げが合計値と必ずしも一致しない。

(4) 「個人」には「法人でない団体」を含む。

(5) 「年間商品販売額」等については、原則消費税込みで把握しているが、一部の消費税抜きの回答については、「統計調査における売上高等の集計に係る消費税の取扱いに関するガイドライン（平成27年5月19日 各府省統計主管課長等会議申合せ）」に基づき、消費税込みに補正した上で結果表として集計した。

(6) 調査票の欠損値や回答内容の矛盾などについて精査し、平成28年経済センサス - 活動調査、令和元年センサス - 基礎調査、経済構造実態調査及び報告者の公開情報等を基に、補足訂正を行った上で結果表として集計した。

(7) 統計表中の記号は次のとおりである。

「-」 該当数値がないもの又は、調査していないものである。

「X」 その数字に該当する商店数が1又は2であるため、個々の申告者の秘密保護の観点から数字を秘匿したことを示したものである。なお、この秘匿によっても数値Xが算出される恐れがあるものについては、事業所数が3以上でも「X」で秘匿した箇所がある。

「0」及び「0.0」 単位未満のものである。

(8) 統計表のなかには、四捨五入のため合計と内訳が一致しないものがある。

(9) 町丁字別集計に用いた町丁字名は、令和3年6月1日現在の公称町名を使用している。

(10) 従業上の地位のうち雇用者の内訳について、「統計調査における労働者の区分等に関するガイドライン（平成27年5月19日 各府省統計主管課長等会議申合せ）」に基づき「正社員、正職員」、「正社員、正職員以外」から「無期雇用者」、「有期雇用者（1か月以上）」の区分に変更を行った。

このため、雇用者の内訳については、時系列比較を行うことはできない。

(11) 調査対象事業所は、「国税庁法人番号公表サイト」情報から、過去の調査では捉えていない外観からの確認では把握が困難な事業所を加えた調査名簿を基に調査を行った。

このため、従来の調査よりも幅広く事業所を捉えており、単純に比較ができない。集計結果の時系列比較を行う際は、十分な留意が必要である。